

国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案項目登録番号	提案主体名	都道府県	制度の所管 関係府省庁
1220210	包括的な占用許可手続きについて	道路法第32条 河川法第24条 第26条	道路、公園敷地に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して使用する場合においては、各管理者の占用等の手続を経て、河川敷地に工作物を設け、他の且つ総合して占用する場合においては、各管理者の占用等の許可を受けなければならない。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適性化につながるため、健康の維持・増進につながる、市町村の推進資源をもつた連続した歩道の整備が有効であることを踏まえ、市町村(都市計画等)に位置づけた「歩道」について、路面に歩行距離や歩道・消費エネルギー等の表示板を設置するに際し、市町村が施行する場合は、事前の包括的な占用手続きを一回行えば良い様に措置された。具体的には、表示板等の設置に際し、現在は設置場所ごとに個別の協議と占用手続きの申請が必要とされ、また、多くの時間と労力が必要とされている。したがって、事業着手前に全体計画(場所・規制・予算等)等を踏まえて、より早くから受けることにより、占用許可も受けこどもしい。その後、承認を受けた全体計画のうち個別の事業着手する際に、その着手部分について届出するという事務の簡素化をお願いしたい。	C	-	道路、公園、河川における各自の占用許可等の手続きは、各関係法令に基づき各管理者が責任をもって、個別具体的に、占用者の目的や形態等を勘案して、許可の判断を行うことが必要不可欠であるため、ご提案のように、道路管理者から全体計画の承認を受けることで占用許可等を受けたものとし、個別の事業に着手する際に届出のみで足りることは困難である。なお、各管理者に対して個別に占用許可等の申請を行う際に、申請手続きの簡素化の観点から複数の占用物件等について一括して許可申請を行うことは、現行法令上でも可能である。	C	-			1 0 5 1 0 7 0	伊達市、男附市、新潟市、三条市、岐阜県、岐阜県、岐阜県	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	国土交通省				
1220220	太陽光発電設備の建築確認廃止	建築基準法第6条第1項 建築基準法第88条第1項 建築基準法施行令第138条第1項	屋根部分に太陽電池アレイを設け、太陽電池アレイの下に屋内の用途が発生する場合には、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については、着工前に建築確認を受けなければならず、また、室内の用途が発生しない場合であっても、高さが4mを超える広告塔等の工作物の場合、建築確認手続きや構造耐力に係る基準等が準用される。	○木陽光発電設備を地上に設置する場合には、建築物とみなさないことを明確にしては、建築確認申請が不要となる一方、太陽電池アレイの場合は、担当する建築主事の判断によって、建築確認申請が不要となる事例もある。このように各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置までの間、申請者に大きな負担がかかるようになっていた。○太陽光発電設備を地上に設置する場合には、建築物とみなさないことを明確にして、建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定検査機関に周知徹底すること。○太陽光発電設備導入の促進を図るために、大規模太陽光発電導入の促進を図ること。	F	IV、II	建築基準法上、4m以下で屋内の用途が発生していない太陽光発電設備については、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定検査機関等に周知徹底する。また、4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。	F	IV、II			1 0 5 0 2 0	豊田市次世代づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省			
1220230	エコキュー容積率緩和の手続きの簡素化	建築基準法第52条第14項	自然冷媒ヒートポンプ・蓄熱システム等を設ける建築物については、法第52条第14項における特定行政庁の許可による機械室等に係る容積率の緩和制度を活用することが可能。	○横浜市がすでに実施しているように、建築審査会の定型化を図る「包括同意」の手法を取り入れ、手続きの簡素化・迅速化を図ることによって、エコキュー導入の更なる促進を図りたい。	D	-	「第4回「新たな経済対策」による随時提案」での回答を踏まえ、法第52条第14項における特定行政庁の許可に際し、迅速な手続き等を含めた制度の円滑な運用について平成22年度中に技術的助言を発出することにより、周知徹底を図る。	D	-			1 0 5 0 3 0	豊田市次世代づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省			
1220240	日本版BRT導入に伴う一部道路規制の権限委譲及び連絡車両の通行の認可に関する権限譲渡	○道路法第47条の2 ○車両制限令第3条 ○道路運送法 ○道路運送車両法	道路管理者は、車両制限令に定める車両の幅、重量、高さ、長さ等の最高限界を超える車両の通行を許可することができる。また、連絡運送法や道路運送車両法等に記載する安全の確保等に関する業務に關しては、国が一元的に管理している。	国土公安委員会(警視庁)及び都道府県公安委員会(警視庁及び各道府県警察本部)の保有する交通規制・管理に関する権限の一部を自治体へ移管する。また、連絡車両の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移管する。	C	-	既に当バスシステムのバースレーーが道路法の道路区域内にあり、かつ当該車両が車両制限令第3条に定める車両の最高限界を超える場合は、道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可が必要となるが、その権限は、市道の場合、既に道路管理者である市に付与するものである。ご提案が市道以外の本道通行許可の権限を誰かという判断であれば、道路の設計の幅を超える大型車両(特殊車両)などのように当該道路を整備し維持管理を行っているかと道路管理者の本質的役割から導かれるものであり、この権限のみを付与する。また、車両の通行の認可に関する権限は多岐に渡ることから、一概にお答えすることは困難であるが、一般的として、道路運送事業や道路運送車両に係る安全の確保等を図っていくためには、監査・指導などの現場レベルでの執行業務と安全基準の設定などの企画立案業務を一体的に行うことが不可欠であることから、基礎自治体へ権限を移譲することは困難である。	C	-			1 0 5 2 0	豊田市次世代づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	警察庁 国土交通省			
1220250	地方自治体が道路整備でなく混雑解消を目的に道路整備を行なう権限を新たに付与する。国や県が保有する道路の権限について地方自治体に権限を移譲する。	道路法第12条、第13条第1項及び第3項並びに第15条 高速自動車国道法第6条 道路整備特別措置法第3条第1項及び第10条第1項	道路法上の道路については、道路法第12条、第13条第1項及び第3項並びに第15条、第16条等の規定により道路管理者が定められている。	基礎自治体が整備及び管理を行う市町村道以外の道路(高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、都道府県道等)を含めた、全ての道路の整備・管理に関する権限(含む進行料金の設定・徵収)、基礎自治体への集約・一元化	C	-	道路の移管については、今後、国が果たすべき役割は何かといった国と地方の事務・権限の見直し等の議論を踏まえ、先駆開拓改革等の地域主導改革に係る政府全体の議論の中で検討されるとともに、各道府県の現状を踏まえて、周辺の政策等との連携を図ることで、実現可能となる。日本国内においてハイブリットモデルを導入する場合における現状、社会的受容性、料金徴収方法、経済への影響等、解決すべき様々な課題が未だ多く、今後、更なる検討が必要。また、道路整備特別措置法については、ネットワーク全体の費用の償還や利用者の負担の公平平等の観点から料金が設定されており、一部の地域の都により料金を設定することは過剰でないが、より具体的な内容や考え方が明らかになれば、更にご検討を踏まえた検討が可能であることから、今後詳しく提案の内容を伺ってまいりたい。	C	-	・補足資料にて実験をおこないたい地域を示します。青古線による新規バス路線周辺が通勤時の渋滞が激しく向かひの施策が妥考しております。この周辺道路への時間帯による道路運賃と、あわせて東海環状自動車道、松平ICと豊田東IC、豊田南道路、豊田IC間の料金嵩張が抑えられました。基礎自治体による市道の整備・管理のあり方をプラン検討・作成プロセスにおいて、道路整備・管理のあり方を含め、引き続きご検討いただけたことを期待いたします。	C	-	1 0 5 1 2 0	豊田市次世代づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省		

土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見出し	「措置の内容」の見出し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1220310	廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置	建築基準法第51条	卸売市場、火葬場又は土壟場、汚物処理場、及び洗剤卸場等の用途に供する建物に係る建築基準法第51条の対象となる産業廃棄物のうち、該地の位置が決定しているものでなければ、原則、新築し、又は増築してはならない。	バイオマスの一種である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内、同様バイオマスの處理に供する食品廃棄物を比較的少量扱う施設を建設する場合については、建設基準法第51条の規定に基づく手続が必要となる場合がある。逆やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 そこで、以下の3点について規制緩和を要する場合は、現在、廃棄物処理施設として建築基準法第51条の規定に基づく手続きが必要となる場合がある。逆やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 ・産業廃棄物に分類される食品廃棄物については、現状のものであっても「動植物性渣滓」とみなすことでの「汚物」にはみなないことにとどめ、これを処理する施設について「建築基準法」第51条の対象となる産業廃棄物に該当しないよう規制緩和を求める。 ・一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス変換施設に限り、「建築基準法」第51条の対象規模で建設する能力を緩和し、より大規模なバイオマス変換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。 ・既存の下水処理場の下に、既に大規模にバイオマスを扱っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを扱う施設を設ける場合、下水処理場として都市計画決定していることを踏まえ、新たに都市計画を決定することなく、バイオマス変換施設を設置できるようにする。	C	-	本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO2の排出抑制や資源循環を推進する必要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等を活用し、バイオマス変換施設を設置し、大半が未利用とされている食品廃棄物や下水処理場で受け入れている下水汚泥を発電や熱供給に利活用したい。しかしながら、バイオマス変換施設の設置については、現在、廃棄物処理施設として「建築基準法」第51条の規定に基づく手続きが必要となる場合がある。逆やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。 そのため、建設基準法第51条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを求めるものである。 したがって、この施設の産業廃棄物や一般廃棄物に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設の建設やバイオマスを扱う施設を増やす場合、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられる手続きは適切ではない。 また、下水処理場として都市計画決定を受けている区域についても、下水処理場以外の建築基準法第51条の対象施設として都市計画決定を受けていた場合は、都市計画上支障がない場合から都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。	C	-	一定規模以上のごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中になくてはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを求める。これらの施設設置については都市計画上の統合点で十分検討されたものでなくてはならない。そのため、建設基準法第51条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを求めるものである。 したがって、この施設の産業廃棄物や一般廃棄物に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設の建設やバイオマスを扱う施設を増やす場合、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられる手続きは適切ではない。 また、下水処理場として都市計画決定を受けていた場合は、都市計画上支障がない場合から都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。	廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置	1057	大阪市	大阪府	国土交通省 環境省			
1220320	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置	刑法(第185条、第187条)	富くじの発売、富くじ販売の取次ぎ、富くじの授受の禁止	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止めようとするもの。日本が世界に向けたマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大きな部分の取り組みとして、本法の制定は不可となるものである。 ②エコポイントの実現化や経済活性化の活動などを促進するものである。	第16次経済改革特区に准拠商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。	C	-	エコポイントの交換商品としては、環境配慮製品などを対象としているところである。地球温暖化防止や経済活性化という本提案の目的に照らせば、環境配慮製品それ自体を交換商品とすれば足りるところであり、いたずらに射程を擴大するための特別立法に特段の必要性は認められないと考える。	エコポイント宝くじ	1080	福井県商工会議所	福井県	経済省 法務省 農林省 国土交通省 環境省					
1220330	コンテナ型データセンターにおける建築確認申請の省略	建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等隨時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けることが必要。 また、都市計画区域等外に存在する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。	現在、コンテナ型データセンターを設置する場合に、建築基準法で定める建築確認申請手続きが必要であるが、これを不要とし、届出のみによって建築を可能とする。	アメリカ等を中心とした急速なデータセンター建設が進むコンテナ型データセンターは、低成本で運営が可能なため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築物として扱われるため、建築基準法で定める建築確認申請が必要である。設置までのコスト及び期間においてその立地が大変不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターの立地を促進することで、国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進する。 具体的には、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するコンテナ型データセンターについては、建築の届出を行うことのみとする。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。	1060	石狩市	北海道	国土交通省			
1220340	コンテナ型データセンターのみを収容する建築物における建築確認申請の省略	建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等隨時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けることが必要。	コンテナ型データセンターのみを収容する建築物について、建築基準法で定める建築確認申請手続きを不要とし、届出のみによって建築を可能とする。	アメリカ等を中心とした急速なデータセンター建設が進むコンテナ型データセンターは、低成本で運営が可能なため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築物として扱われるため、建築基準法で定める建築確認申請が必要である。設置までのコスト及び期間においてその立地が大変不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターのみを収容する建築物に係る建築確認申請が不要であり、設置までのコスト及び期間においてその立地が大変不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターのみを収容する建築物に係る建築確認申請が不要であること、低コストなコンテナ型データセンターの速やかな設置を促進することができる。 国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に貢献するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外へ漏洩するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行なうことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。	1060	石狩市	北海道	国土交通省			
1220350	コンテナ型データセンターについての建築基準法第2条第1項建築基準法第6条第1項建築基準法第2条第1項建築基準法第6条第1項	建築基準法第2条第1項建築基準法第6条第1項	コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用する等隨時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法上の建築物に該当し、一定の建築物については着工前に建築確認を受けることが必要。 また、都市計画区域等外に存在する小規模建築物については、建築確認検査は不要である。	コンテナ型データセンターを設置する場合は、建築基準法で定める建築物としては扱わず、任意に設置可能とする。	アメリカ等を中心とした急速なデータセンター建設が進むコンテナ型データセンターは、低成本で運営が可能なため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築物として扱われるため、建築基準法で定める建築確認申請が必要である。設置までのコスト及び期間においてその立地が大変不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に貢献するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外へ漏洩するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行なうことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。	B-1	IV	内部に人が原則として入らないコンテナを活用した通信機器収納施設については、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。	1060	石狩市	北海道	国土交通省			

上交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1220460	仙台市街地の信号機付近に交差点ナンバーの案内フレートを設置するため規制緩和及び国土地理院地図に交差点ナンバーの記載	道路法第32条	道路上に一定の工作物、物件又は施設を設け、維持して道路を使用する場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。		仙台市街地において、ビジターが現在位置を簡潔に確認できるよう交差点ナンバーを割り振り、信号機付近にその案内フレートを設置するため、道路交通法の緩和をお願いする。公的ハンフ、市版マップ等への書きと名のために、国土地理院の地図に主要交差点だけでも交差点ナンバーを記載していただく事をさせて要望する。	二番丁通りと青葉通りを仙台市街地の中心起点(50-50)として設定し、4桁の数字によって交差点ナンバーを割り振っていく。私の二番丁は南北の交差点位置を示し、東に向かうほど数字が増えていく。併せてNSEWによりどちらに向かっているのか方角表示も記載し、通り名も併記するが歩行者向けとの仕様。このフレートを信号機の支柱や交差点付近の街頭支柱に設置する。国土地理院に対しては1/25,000の地図に県庁前等の主要な交差点を記載してほしい。また、市版マップ等の地図にも、市版マップ等を提供する際には、この規制緩和による要請書と一緒に記載してほしい。また、市版マップ等をやや年寄りにも自分がどこにいるかよくわからないとの声を聞く、交差点ナンバーによる位置情報を提供することにより、より分かりやすく安心して街づくりの街灯として活用していただきたいと考えている。 代替距離>信号機から少し離れた部分に設置することにより、速度制限等の数字を記さずの混同を回避している。加えて構造体に直接設置することでできることは、または塗化ビニール製のホール素材により貼り付けることができれば風速50mの基準にも耐えられる。	D	-	個人が信号機又は信号機付近の道路標識例に案内フレートを設置する場合には、道路法第3条の規定により道路占用許可を受ける必要があり、道路法施行令に定める基準に適合するものであれば、規制緩和においても設置可能である。 なお、具体的な設置箇所等については、各道路管理者に御相談いただきたい。 公共的な位置づけの基に、交差点ナンバーの案内フレートが設置された場合は、電子地図で対応可能な範囲で記載される。 ただし、2万5千分1地形図に交差点ナンバーを記載することは、当該部分の道路形状等の視認性・説明性的確保の面から、対応は困難と考えます。	D	-			1068010	個人	宮城県	警察庁 国土交通省		
1220470	道路占用許可の緩和について	道路法第32条	道路上に一定の工作物、物件又は施設を設け、維持して道路を使用する場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。		市中心街地の賑わいや交流の場として、公共交通を利用した人の往来や、車の往来が求められており、車の通行量が多いことから、この規制緩和により緩和されると、実現のハーモルは既然と高い。この理由には企画を立案し実行主体となるのは主に民間の団体や企業である一方で、許認可の中核は行政の努力を要するため、民間の団体や企業単独での許可が成立しない現状がある。そのため、この規制緩和が活動主体として、地域活性化の観点からも期待され、国が推進している施策の一つである。これらのジレンマを解決すべく、地域活性化を目的として、地域活性化を活動した者の公私共の高いと判断されるイベントに関しては、規制緩和を行い、手続きの効率化を推進する事が重要な課題と考えます。	大型商業施設への規制緩和が実施された平成17年以降、全国各地の市中心街地は渋滞の一途を辿り、地方再生の鍵として交通を利用した高知の街市に多くの注目が集まっているが、過去の実績が無いとの見解から新たな公道での定期開催は未だに確立された地域は皆無である。しかし公の場を利用した民間の活動は、市街地における賑わいと魅力の創成や利用使用料の収入における自治体の収入源になる事も期待され、国が推進している施策の一つである。これらのジレンマを解決すべく、地域活性化を目的として、地域活性化を活動した者の公私共の高いと判断されるイベントに関しては、規制緩和を行い、手続きの効率化を推進する事が重要な課題と考えます。	D	-	露店等の路上イベントについては、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点を考慮して、道路占用許可として地域の活性化等に貢献する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて(平成17年3月17日、国土交通省道路局通達)において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの実施を許可する。また、路上イベントの実施に伴い、道路占用許可及び道路使用許可の双方が必要な場合には、申請者の手続きの効率化を図るために、道路占用許可申請書の提出は所轄警察署長を、道路使用許可申請書の提出は道路管理者を経由して、それぞれ行うことができるよう窓口の一本化を図っている(道路法第32条第4項、道路交通法第78条第2項)。	D	-			1070010	NPO法人くるめ日曜市の会	福岡県	警察庁 国土交通省		